別表第三中「もしくは」を「若しくは」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改める。

様式第六の備考2中「保有能力」を「貯蔵能力」に改める。

（ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部改正）

**第二条**　ガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成十二年通商産業省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「能力」を「貯蔵能力」に改める。

第六条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、やむを得ない一時的な工事により設置されたガス発生器及び増熱器並びに附帯設備に属する熱交換器及び容器であって、告示で定める措置を講じたものについては、この限りでない。

第六条第二項中「及び特定ガス発生設備に係る容器」を「、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備（その貯蔵能力が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は千キログラム以上、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は千立方メートル以上のものに限る。）に係る容器」に改め、同条第七項中「告示で定める方法により求めた」を削り、「であって能力」を「であって貯蔵能力」に改め、同条第八項中「保有能力」を「貯蔵能力」に改める。

第二十八条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の二項を加える。

2　移動式ガス発生設備には、容器の腐食及び転倒並びに容器のバルブの損傷を防止する適切な措置を講じなければならない。

3　容器又は容器の設置場所には、容器内の圧力が異常に上昇しないよう適切な温度に維持できる適切な措置を講じなければならない。

第三十八条中「告示で定める方法により求めた」を削る。

第四十三条第一項中「若しくは衝撃又は」を「及び転倒並びに」に改める。

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

| | | |
|---|---|---|
| （五）　増熱器 | 1　型式、能力及び最高使用圧力<br>2　主要寸法<br>3　最高使用圧力が高圧の増熱器に係る次の事項<br>(1)　材料<br>(2)　安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所 | 1　増熱器及びその付属設備の構造図（これらの配置の状況が明らかとなるように図示すること。）<br>2　最高使用圧力が高圧の増熱器に係る次の書類<br>(1)　強度計算書<br>(2)　安全弁の構造図及び吹出量計算書<br>3　増熱の方法に関する説明書（露点に関するものを含む。）<br>4　制御方式に関する説明書 |